

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）</p> <p>第二十二條の二 無尽業法第三十條第四項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>第二十二條の二の二・第二十二條の二の三 「略」</p>	<p>第二十二條の二・第二十二條の二の二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。